

## 令和元年度自殺対策強化月間

- 自殺対策基本法第7条第2項において、3月の1ヶ月間を自殺対策強化月間と位置付けており、同法及び自殺総合対策大綱に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動を実施します。

### 1 実施期間

令和2年3月1日（日）～3月31日（火）

### 2 主な実施事項

#### (1) 相談支援

- SNS相談事業 8団体
    - ・厚生労働省 SNS相談URL  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan\\_sns.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html)
  - こころの健康相談統一ダイヤルの拡充（都道府県・指定都市で実施）
    - ・運用時間の延長 11カ所
    - ・回線の増設 4カ所
- ※下記の電話番号にかけると、最寄りの自治体を実施する電話相談に接続。
- おこなおう まもろうよ こころ  
**0570-064-556**
- 地方自治体、民間団体による期間中の相談の実施

#### (2) 正しい知識や相談支援に関する情報の普及及び自殺対策啓発活動

- 広報用ポスターの配布・掲出
  - ・SNS相談事業、「こころの健康相談統一ダイヤル」、「よりそいホットライン」及び「支援情報検索サイト」の周知
  - ・関係府省、地方公共団体、協賛団体（日本医師会、日本薬剤師会等）、鉄道各社（駅構内）等へ掲示依頼
- インターネット（PC及びスマートフォン）を活用した広報
  - ・YouTube 動画、バナー及び検索連動型広告、SNS広告（Twitter、Facebook）を用いてSNS・電話による相談窓口等の周知
- 支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供
  - ・自治体、各省庁、協賛団体の取組を登録
  - ・支援情報検索サイトURL：<http://shienjoho.go.jp/>
- 関係省庁、地方自治体、民間団体による期間中の広報・啓発活動の実施

### 3 関係省庁による主な取組（※「実施時期」を記載していないものは「1. 実施期間」中に実施される施策）

#### （1）厚生労働省

- ①施策名 相談窓口等の広報ポスターの掲示依頼  
概要 関係府省、地方公共団体、協賛団体（日本医師会、日本薬剤師会等）、鉄道各社（駅構内）等へ掲示依頼
- ②施策名 インターネット広告  
概要 YouTube 動画、Yahoo!及び Google のバナー広告及び検索広告、Twitter 広告、Facebook 広告を活用し、自殺対策強化月間及び相談窓口を周知

#### （2）警察庁

- 施策名 警察署等における広報ポスターの掲示  
概要 厚生労働省作成の広報ポスターを警察施設に掲示

#### （3）法務省

- ①施策名 インターネット広告による啓発広報の実施  
概要 自殺を誘うような情報など、インターネット上の有害情報に起因する被害を未然に防ぐため、インターネットリテラシー向上のためのインターネット広告を掲出  
実施時期 2月から3月
- ②施策名 インターネット広告による相談窓口への誘導  
概要 自殺願望を表す用語がインターネット上で検索された場合等に、インターネット人権相談受付窓口等を案内するホームページにリンクするインターネット広告を掲出  
実施時期 2月から3月

#### （4）文部科学省

- ①施策名 各都道府県・指定都市教育委員会等やPTA団体への周知  
概要 自殺対策強化月間の実施について周知する通知を発出し、この月間の趣旨を踏まえ、児童・生徒・学生の自殺予防への一層の配慮を依頼  
実施時期 2月
- ②施策名 長期休業明けの児童生徒の自殺増加傾向への対応  
概要 長期休業明けに18歳以下の自殺が急増する傾向に鑑み、組織的に対応できる体制の整備や、見守りの強化等の対応を各都道府県・指定都市教育委員会等に依頼  
実施時期 2月
- ③施策名 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会  
概要 各教育委員会の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を実施  
※全国10か所で実施  
実施時期 7月から翌年1月

(5) 消費者庁

施 策 名 関係団体における広報ポスター掲出

概 要 消費者庁の関係団体（※）に対し、厚生労働省作成の広報ポスターの掲出を依頼。

※日本訪問販売協会、日本通信販売協会、消費者団体など（合計 14 団体）

4 協賛団体等による主な取組

(1) 公益社団法人 日本医師会

施 策 名 広報ポスターの掲出

概 要 厚生労働省作成の広報ポスターを会員へ配布

実施時期 3月上旬

(2) 公益社団法人 日本薬剤師会

施 策 名 薬局における広報ポスターの掲示

概 要 厚生労働省作成の広報ポスターを、都道府県薬剤師会を通じ会員に案内。薬局での掲示を呼びかけ

(3) 東日本旅客鉄道株式会社

施 策 名 「JR 東日本♥生きる支援の取組み」

①いのちのホットライン開設

②広告専用列車の運行

③ポスターの掲出

概 要 ①日本いのちの電話連盟の協力の下、JR 東日本施設内に電話相談窓口を設置

②京浜東北・根岸線、中央快速線の各 1 編成を広告専用列車（ADトレイン）として運行（掲出広告：「JR 東日本♥生きる支援の取組み」、「厚生労働省自殺対策強化月間」、「NHK ハートネット TV」）

③JR 東日本管内の各駅に「JR 東日本♥生きる支援の取組み」のポスターを掲出

実施時期 ①3月14日（土）、15日（日）

②3月1日（日）から15日（日）

③3月1日（日）から31日（火）

(4) JR各社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）

施 策 名 ポスターの掲出

概 要 厚生労働省作成の広報ポスターを各駅に掲出。

実施カ所 6社

(5) 一般社団法人 日本民営鉄道協会、関東鉄道協会及び加盟各社

①施 策 名 自殺対策強化月間広報用ポスターのデジタルサイネージでの表示

概 要 厚生労働省作成の広報ポスターを主要駅のデジタルサイネージに表示。

実施カ所 1社

- ②施 策 名 自殺対策強化月間広報用ポスターの掲出  
概 要 協会加盟各社において、厚生労働省作成の広報ポスターを各駅に掲出。  
実施カ所 40社

(6) 日本弁護士連合会、各弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）

- 施 策 名 自殺対策強化月間における全国一斉『暮らしとこころの相談会』  
概 要 日本弁護士連合会・各弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）の共催により、解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護、公的貸付、多重債務などの生活問題、それらを原因とするこころの問題などに、各地で弁護士が無料で相談に対応。

実施時期 3月2日（月）から6日（金）までを中心とした日程

※各弁護士会の実施日は日本弁護士連合会ホームページに掲載

(7) 日本司法支援センター（法テラス）

【法テラス静岡】

- ①施 策 名 牧之原市3月自殺対策強化月間キャンペーン

概 要 街頭キャンペーンを実施（主催：牧之原市）

実施時期 3月5日（木）10時30分～11時30分

- ②施 策 名 生きることを支える相談会

概 要 介護・子育て・病気・障害・債務・孤立などさまざまな悩み事を抱えている方を対象として、社会福祉士・弁護士など多職種の専門職が合同で面談し、一緒に解決策を考える相談会を開催（主催：焼津市、共催：焼津市社会福祉協議会、法テラス静岡、焼津市北部地域包括支援センター、焼津市中部地域包括支援センター、焼津市南部地域包括支援センター、焼津市大井川地域包括支援センター、相談支援事業所暁、静岡県中部健康福祉センター、焼津市消費生活センター、焼津市こども相談センター）

実施時期 3月12日（木）13時30分～16時30分

【法テラス福井】

施 策 名 悩みごと総合相談会

概 要 法律、心や対人関係の悩み、仕事、生活や福祉に関することについて、住民の身近な地域で専門的かつ総合的な相談会を実施（主催：①福井市・②福井県）

実施時期 ①3月7日（土）、②22日（日）

【法テラス高知】

- ①施 策 名 よろず相談会 in 安芸市

概 要 失業等による生活困窮や多重債務など経済・生活問題から自殺に追い込まれることを防ぐために、こころの健康相談と併せて無料相談会を開催（主催：高知県、共催：安芸市、安芸市社会福祉協議会、安芸公共職業安定所、高知弁護士会、高知県司法書士会、法テラス高知）

実施時期 3月11日（水）

- ②施 策 名 なんこく生活総合相談会

概 要 生活に関する様々なことについて専門の機関に相談できる夜間相談会を

開催（主催：南国ネットワーク連絡会、協力：高知県立大学、高知地方  
検察庁、司法書士、地域活動支援センター「南国」、南国きく会、南国市  
地域包括支援センター、南国市福祉事務所、南国市保健福祉センター、  
南国市民生児童委員協議会、なんこく若者サポートステーション、ハロ  
ーワーク高知、南国市社会福祉協議会、法テラス高知）

実施時期 3月18日（水）

（8）各都道府県司法書士会（日本司法書士会連合会）

【東京司法書士会】

施策名 いのちを守る何でも相談会

概要 東京司法書士会が開催する面談・電話による相談会  
（司法書士が精神保健福祉士又は公認心理士・臨床心理士とともに相談  
を受付）※相談料無料

実施時期 （面談相談）

開催日：令和2年3月 水曜日、金曜日（祝日は除く）

時間：18時～21時（20時最終受付）

会場：司法書士会館（東京都新宿区四谷本塩町4-37）

※事前予約不要

（電話相談）

開催日：令和2年3月 第1、第3月曜日

時間：18時～20時半

電話番号：03-3354-1770

【岡山県司法書士会】

施策名 暮らしとこころの相談会

概要 岡山弁護士会が主催する無料の相談会に相談員として参加  
（実施箇所：岡山県内2カ所）

実施時期 3月7日（土）

【宮崎県司法書士会】

①施策名 悩みごと一斉相談

概要 宮崎県が主催する「悩みごと一斉相談」の相談窓口となり、司法書士の  
取り扱う事務に関して電話相談に対応

実施時期 3月1日から31日 9時～16時（土日祝日は除く）

②施策名 ワンストップ相談会

概要 宮崎県が主催する「ワンストップ相談会」に2名の相談員を派遣  
（場所：ハローワークプラザ宮崎（宮崎市大塚台西1-1-39））

実施時期 3月14日（土）10時半～16時（15時半最終受付）

（9）公益社団法人 日本社会福祉士会

【北海道社会福祉士会】

施策名 ソーシャルワーク実践研修会「自殺対策セミナー」

概要 自殺予防対策として地域社会においてどのような取り組みが可能か、ま  
た自死によって近しい人を失くした遺族にどのような支援が必要なのか

を理解し、私たちに何ができるのか語り合い、考えることを通じて、いのちと人権を価値基盤としたソーシャルワーク実践の質の向上を図ることを目的として研修を実施

実施時期 3月8日（日）13時～17時

#### 【東京都社会福祉士会】

施策名 自殺予防ソーシャルワーク研修「自殺リスクを疑われる人への支援」

概要 自殺予防ソーシャルワーク委員会が企画し、各専門分野から講師を迎えて研修会を開催

参加者がより実践的な学びを深め、各現場で実践できるようになることを目的とし、また、初参加者のためにも基礎的な学びとポイントを分かりやすく説明

実施時期 3月20日（金）

#### 【愛媛県社会福祉士会】

施策名 2019年度自殺予防ソーシャルワーク研修

概要 ソーシャルワーク実践現場に従事する社会福祉士が、日常業務の中で、自殺に関する相談に対し、適切に支援を行うための「基礎的な知識・スキル」を確認することを目的に開催

実施時期 3月7日（土）から8日（日）

#### 【徳島県社会福祉士会】

施策名 広報ポスターの掲示等

概要 HPやSNS等を利用して他機関開催のものも含めた研修及び講演会等の広報やポスターの掲示を実施

実施時期 年間を通じて

#### (10) 一般社団法人日本精神科救急学会

① 施策名 役員・団体会員所属機関におけるポスターの掲示

概要 厚生労働省作成の広報ポスターを役員・団体会員所属機関に掲示依頼

② 施策名 ホームページによる周知

概要 学会ホームページにて自殺対策強化月間を周知、厚生労働省自殺対策のホームページとリンク

#### (11) 一般社団法人 日本臨床心理士会

① 施策名 自殺対策強化月間電話相談

概要 自殺対策強化月間中、ホームページで自殺対策強化月間をPRするとともに、定例電話相談（月～金）で相談を受付

参考URL：<https://www.jsccp.jp/>

② 施策名 自殺対策強化月間のPR

概要 ア ホームページバナーで自殺対策強化月間をPR。リンク先に厚生労働省、自殺総合対策推進センターなどを掲載するとともに、資料集ページに当会自死予防専門班作成のリーフレット・資料などを掲載  
イ 当会会員にメールマガジンなどで、自殺対策強化月間を周知

(12) 一般社団法人日本いのちの電話連盟

- ①施 策 名 フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」  
概 要 全国のいのちの電話センターが同一番号で相談を受付  
0120-783-556  
実施時期 3月10日（火）8時～翌日8時  
3月20日（金）、30日（月）16時～24時
- ②施 策 名 いのちの電話チャット相談  
概 要 チャット形式による相談を受付（事前登録が必要）  
実施時期 3月22日（日）から28日（土）16時～22時

(13) 特定非営利活動法人OVA

- ①施 策 名 対人援助職向け研修「若者の自傷行為をどう理解するか？」  
概 要 精神保健福祉士・社会福祉士・臨床心理士等の対人援助の有資格者を対象として、「自傷行為」について、その多次元的な理解とアセスメント、かかわりを中心とした対応方法について、事例検討も交えた実践的な研修を実施  
実施時期 3月11日（水）
- ②施 策 名 対人援助職・自治体職員向け危機介入研修「死にたい」にどう対応するか？  
概 要 「死にたいという声にどう対応すればいいのか」、「自殺の危険があるかどうかをどう判断するのか」。実際に現場で支援にあたっている方を対象として、相談者の自殺の危険性を評価し、関わり方の指針を持つことを目的に、データと臨床経験に基づいた研修を実施  
実施時期 3月17日（火）

(14) 特定非営利活動法人Light Ring.

- 施 策 名 若者自身が身近な相談者になる”ユースゲートキーパー”講座年間報告会  
概 要 2019年度のユースゲートキーパー育成講座に携わった若者スタッフや関係者間で、プログラムの効果結果を確認、実態分析等について協議、若者スタッフによる自殺対策活動等の活動報告等を実施  
実施時期 3月22日（日）

(15) 認定特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター

- 施 策 名 フリーダイヤル特別相談  
概 要 フリーダイヤルによる相談を実施  
実施時期 3月7日（土）0時から9日（月）5時半

(16) 認定特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター

- 施 策 名 フリーダイヤル特別相談  
概 要 フリーダイヤルによる相談を実施  
実施時期 3月7日（土）8時～18時

(17) 認定NPO法人 3keys (スリーキーズ)

施策名 SNS広告を活用した悩みを抱えた子どもたちに対する相談窓口への案内・誘導事業

概要 新年度開始前後は、「いじめ」や「虐待」などの理由で自殺を考えたり不登校になる子どもたちが増えたりする傾向があることから、この時期に深刻な悩みを抱えた子どもたちに対して SNS 広告を展開し、3keys が運営する 10 代向けの支援サービス検索・相談サイト「Mex (ミークス)」につなげ、関連した知識を身につけたり、相談窓口への案内・誘導を図ったりすることで、悩みの深刻化を防止

実施時期 3月1日(日)から3月31日(火)

(18) 日本労働組合総連合会

① 施策名 連合「Action! 36」キャンペーン

概要 連合の「Action! 36」キャンペーンの一環として行うホームページやSNS、各種会議等を通じた周知活動で、過労死等を引き起こしかねない長時間労働の是正をアピール

② 施策名 連合組織内への周知活動

概要 連合主催の会議等において、厚生労働省作成の広報ポスターを掲示するとともに、構成組織を通じ組織内への周知を実施

(19) 日本私立中学高等学校連合会

施策名 私立中学校、高等学校、中等教育学校へ周知の実施

概要 理事長・校長等で構成される毎月定例の常任理事会で、2月の会議資料として自殺対策強化月間のポスター(A4版)を配付

実施期間 2月18日(火)

(20) 公益社団法人青少年健康センター

施策名 自殺対策強化月間の広報を実施

概要 ① 昨年実施した会長 齋藤友紀雄のインタビューを再度、ホームページに掲載

② 会員に対し、講座等で自殺対策強化月間のチラシを配布

③ 法人に自殺対策強化月間のポスターを掲示

(21) Twitter Japan 株式会社

施策名 自殺対策シンボルマーク「いのち支える」キャンペーン

概要 自殺対策強化月間中、以下のハッシュタグでツイートすると、自殺対策のシンボルマーク「いのち支える」の絵文字が出現。

#自殺防止 #自殺対策強化月間 #いのち支える

実施期間 2月24日(月)から3月31日(火)





こころの健康相談ダイヤル

0570-064-556

相談窓口  
自衛隊員等による相談窓口

SNS相談事業

厚生労働省 SNS相談 検索

よりよいホットライン 24時間対応

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

0120-279-338

03-3868-3811

0120-279-226 050-3655-0279

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介します。

支援情報検索サイト 検索

みんなで取り組もう  
いのちを支えるゲートキーパー

いつでも  
だれでも  
どこでも

変化に気づく

じっくりと話を聞ける

支援員につなげる

国かく良くなる

3月は、自殺対策の強化月間です

詳しくは 厚生労働省 自殺対策 検索

